



令和5年度北杜市 子育て世帯給付金 (こども加算)



18歳以下の子ども一人につき5万円を支給します！

基準日 令和5年12月1日

申請期限 令和6年6月14日(金)
【消印有効】

支給時期 北杜市が確認書(または申請書)を
受付した日から1ヶ月程度が目安です。

支給額

対象児童一人につき

5万円

支給対象

以下の全てに該当する世帯は支給対象となります。

- ①「令和5年度北杜市重点支援臨時給付金(7万円)」あるいは「令和5年度北杜市住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)」の対象世帯
- ②基準日(令和5年12月1日)において対象児童がいる世帯

対象となる世帯

- ①基準日において18歳以下(※1)の児童がいる世帯
(※1)平成17年4月2日～令和5年12月1日までに生まれた児童
 - ②基準日以降(令和5年12月2日～令和6年3月31日まで)に生まれた児童がいる世帯
 - ③別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している住民税非課税世帯等の世帯
- (注) ②③については、申請をすることにより対象となります。

手続き等詳しくは裏面をご確認ください

【お問い合わせ】

北杜市役所 新型コロナ対策課 「子育て給付金」担当

(電話) 0551-42-1300

(窓口) 北杜市役所 新型コロナ対策課またはお近くの総合支所

**【!】北杜市から給付金に関するメールを送ることは絶対にありません。
不審なメールは最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。**

手続き方法

①対象の方には「支給のお知らせ」と「確認書」が届きます

対象世帯（表面参照）には北杜市から以下の2種類の書類が送付されます。

①「子育て世帯給付金（子ども加算）」支給のお知らせ

②令和5年度北杜市子育て世帯給付金確認書

※通知書は1枚、確認書は対象児童人数分が送付されます。
対象児童人数分が同封されているか、確認してください。



②必要事項を記入し「支給のお知らせ」と「確認書」を返送します

支給のお知らせに
「支給口座情報」の記載がある方

支給のお知らせに
「支給口座情報」の記載がない方

- ①支給のお知らせの「支給口座情報」に変更がなくても提出が必要です。そのまま返送してください。
- ②確認書に必要事項を記入し、返送してください。対象児童全員分の返送が必要です。

- ①支給のお知らせの「受取口座記入欄」を記入し、本人確認書類、口座確認書類（詳細は支給のお知らせ裏面を参照）を添付して返送してください。
- ②確認書に必要事項を記入し、対象児童全員分を返送してください。

！下記に該当する方は申請が必要です！

- ☺ 基準日（令和5年12月1日）時点で別住所の児童を扶養している世帯主
- ☺ 基準日以降に生まれ、確認書が届いていない児童を扶養している世帯主
※誕生日が令和6年3月31日まで



上記のどちらかに該当する方は、北杜市役所・新型コロナ対策課（0551-42-1300）までご連絡頂くか、市ホームページから申請書をダウンロードして申請してください。

? 非課税世帯ですが、子どもが北杜市外の学校で寮生活をしているため、住民票が北杜市外にあります。対象になりますか？

市外に住民票があるお子さんの分のみ申請する必要があります。北杜市役所・新型コロナ対策課（0551-42-1300）までご連絡ください。

? 私（父）は北杜市で単身赴任していますが、妻は北杜市外で子どもと暮らしています。その場合、この給付金を受給できるのはどちらになりますか？

【妻（世帯主・非課税）と子が父の税法上の扶養となっている場合】

➡ 父が均等割のみ課税者であれば、妻と子の世帯は支給対象にはなりません。父からの申請に基づき、北杜市から父へ支給します。

【妻（世帯主・非課税）と子が父からの税法上の扶養となっていない場合】

➡ 妻と子の世帯が支給対象となります。ご家族（妻と子の世帯）がお住まいの市区町村にお問い合わせください。